

人事訴訟事件の概況

－平成19年1月～12月－

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成19年1月から同年12月までの1年間について、全国の家庭裁判所の人事訴訟事件の実情を取りまとめたものである。

なお、本資料の数値は司法統計に基づく速報値又は家庭局の実情調査に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。また、項目別割合は、原則として小数点第二位を四捨五入したものである。

(注) 本資料において、「離婚」とは、離婚の訴え、離婚の無効及び取消しの訴えを、「離縁」とは、離縁の訴え、離縁の無効及び取消しの訴えを、「認知」とは認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴えを、「親子関係存否確認」とは、「認知」を除く実親子関係の存否に関する事件（嫡出否認の訴え及び民法773条の規定により父を定めることを目的とする訴えを含む。）をいう。

1 新受事件について

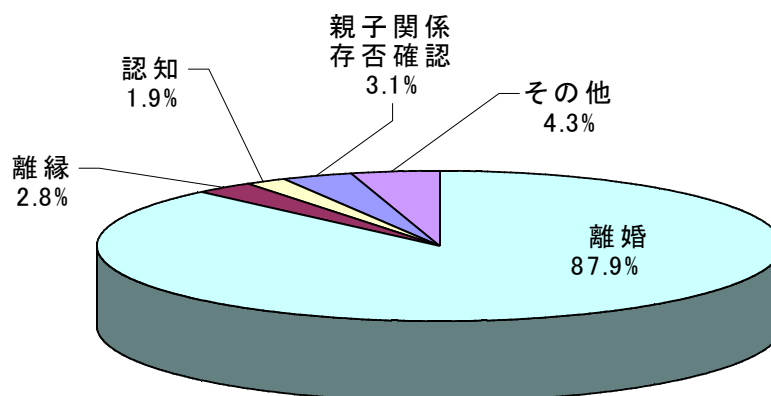
新受件数（資料1）

- 全国の家庭裁判所においてこの1年間に新たに受理した人事訴訟事件は合計11,342件であり、その87.9%（9,969件）が離婚訴訟事件となっている。

（資料1） 事件の種類別新受件数

	新受件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係存否確認	その他
全国家裁	11,342	9,969	316	221	351	485

内訳別割合



2 既済事件について

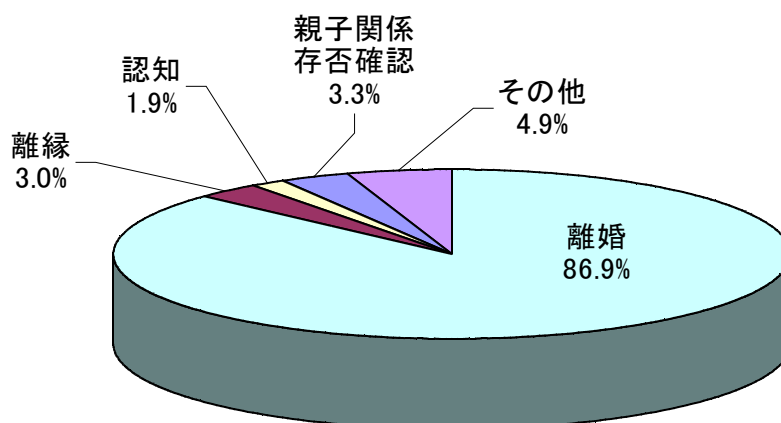
(1) 既済件数（資料2）

- 全国の家庭裁判所においてこの1年間に終局した人事訴訟事件は合計11,037件であった。

(資料2) 事件の種類別既済件数

	既済件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係存否確認	その他
全国家裁	11,037	9,593	330	209	368	537

内訳別割合



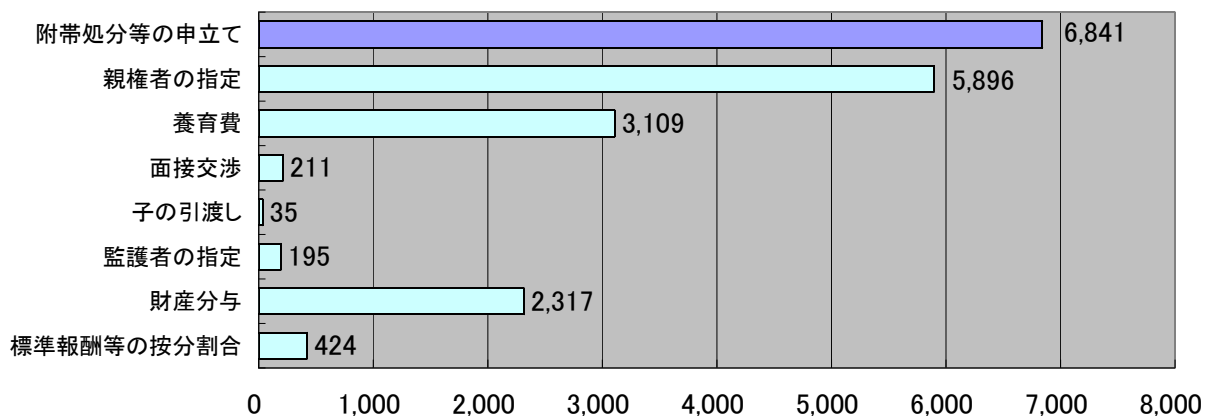
(2) 附帯処分等の申立状況（資料3）

- この1年間に終局した人事訴訟事件11,037件のうち附帯処分等の申立てのあったものは6,841件である。
- 附帯処分等の申立ての内容としては、「親権者の指定」が5,896件、「養育費」が3,109件と多い。

- ・ 附帯処分等とは、人事訴訟法32条1項の附帯処分及び親権者の指定（民法819条2項）をいう。

(資料3) 附帯処分等の申立状況

内 容	件 数※1	割 合※2
親権者の指定	5,896	86.2%
養育費	3,109	45.4%
面接交渉	211	3.1%
子の引渡し	35	0.5%
監護者の指定	195	2.9%
財産分与	2,317	33.9%
標準報酬等の按分割合	424	6.2%



※1 平成19年1月から同年12月までに既済となった事件のうち附帯処分等の申立てのあった6,841件を対象としている。1件で複数の内容の附帯処分等の申立てがされるものがあるため、合計は6,841件にならない。

※2 いずれの割合も、附帯処分等の申立てのあった6,841件に対するものである。

3 既済事件の分析について

(1) 終局区分（資料4）

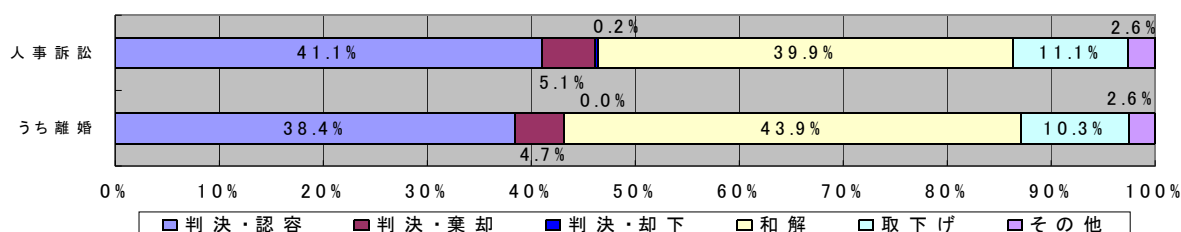
- 人事訴訟事件の終局区分別件数は、判決で終局したものが5,120件（46.4%）、判決以外で終局したものが5,917件（53.6%）であった。
- うち離婚訴訟事件についてみると、判決で終局したものが4,143件（43.2%）、判決以外で終局したものが5,450件（56.8%）であるが、判決中、認容判決は89.0%（3,687件）、棄却判決は11.0%（454件）であった。離婚訴訟事件では、和解で終局する事件も多く、全体の43.9%（4,215件）を占めている。

- ・ 終局区分の「認容」には、原告の請求が一部認容された場合が含まれる。
- ・ 離婚訴訟における和解は、確定判決と同一の効力を有する（人事訴訟法37条1項、民事訴訟法267条参照）。
- ・ 終局区分の「取下げ」には、調停に付され、調停成立で終局したものが含まれる（家事審判法19条2項参照）。

（資料4） 終局区分別件数

	総数	判決				和解	取下げ	その他
		合計	認容	棄却	却下			
人事訴訟	11,037	5,120	4,534	560	26	4,409	1,223	285
うち離婚	9,593	4,143	3,687	454	2	4,215	990	245

終局内訳別割合



※ 離婚訴訟事件における終局区分の「その他」245件には、移送93件のほか、認諾13件、放棄10件が含まれている（人事訴訟法37条1項参照）。

(2) 平均審理期間について（資料5）

- この1年間に終局した人事訴訟事件の平均審理期間は9.7月であり、このうち当事者双方が出席し、かつ判決で終局した事件をみると、13.1月となっている。
- うち離婚訴訟事件については、平均審理期間は10.0月であり、このうち当事者双方が出席し、かつ判決で終局した事件をみると、13.9月となっている。

(資料5) 平均審理期間（月）

	既済事件平均審理期間		【参考】 未済事件 平均審理期間
		うち対席 かつ判決	
人事訴訟	9.7	13.1	7.9
うち離婚	10.0	13.9	

※1 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

※2 未済事件平均審理期間は、平成19年12月31日現在の未済事件である8,686件を対象としている。

(3) 家庭裁判所調査官の関与状況

ア 調査命令の有無別件数（資料6）

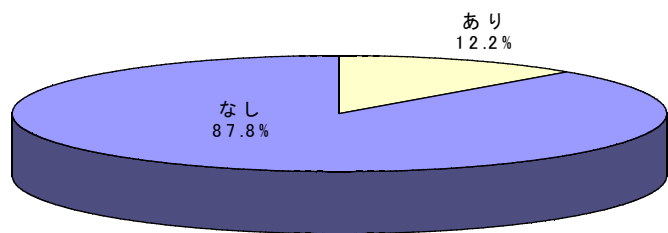
- この1年間に終局した人事訴訟事件11,037件のうちで家庭裁判所調査官に対する調査命令があったものは642件（5.8%）であり、いずれも離婚訴訟事件におけるものである。
- 当事者双方が出席し、かつ判決で終局した離婚訴訟事件2,723件では、12.2%にあたる331件で調査命令があった。

- ・ 裁判所は、附帯処分等についての裁判をするに当たっては、事実の調査をすること、また、これを家庭裁判所調査官に命じることができる（人事訴訟法33条、34条）。ここで言う調査命令とは家庭裁判所調査官に事実の調査が命じられたものを指す。

(資料6) 調査命令の有無別件数

	合 計	あ り	な し
人 事 訴 訟	11,037	642	10,395
う ち 離 婚	9,593	642	8,951
う ち 対 席 かつ 判 決	2,723	331	2,392

離婚訴訟事件(対席かつ判決)における調査命令の有無別割合



※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

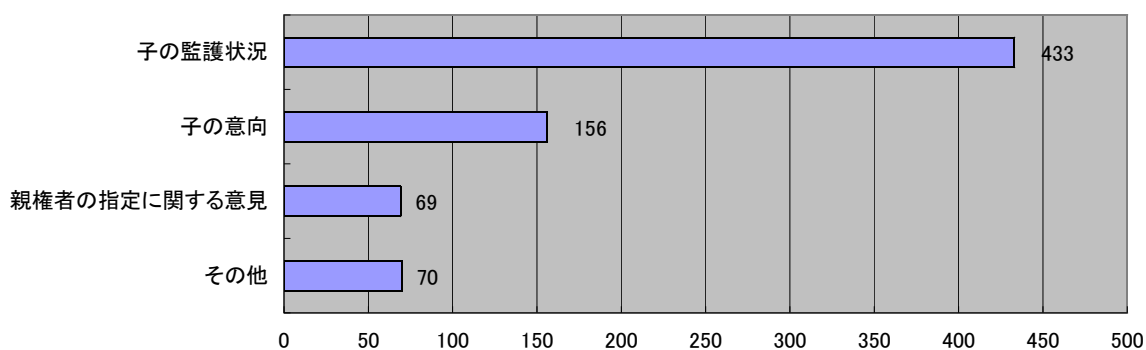
イ 調査事項（資料7）

○ 人事訴訟事件で、この1年間に家庭裁判所調査官から調査報告書が提出された事件の調査命令についてみると、調査事項は「子の監護状況」が最も多く433件（77.6%）、次いで「子の意向」が156件（28.0%）となっている。

- ・ 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で裁判所に報告する（人事訴訟法34条3項）。
- ・ 家庭裁判所調査官は、報告に意見を付することができる（同条4項）。
- ・ 調査事項の「その他」には、非監護親や監護補助者の監護環境、監護方針などが含まれる。

（資料7） 調査事項別件数

調査事項	件数※1	割合※2
子の監護状況	433	77.6%
子の意向	156	28.0%
親権者の指定に関する意見	69	12.4%
その他	70	12.5%



※1 平成19年1月から同年12月までに調査報告書が提出された558件を対象とし、事件が終局していないものを含む。1件で複数の内容の調査命令が出ているものもあるので、合計は558件にならない。

※2 いずれの割合も、調査報告書が提出された558件に対するものである。

(4) 参与員の関与状況

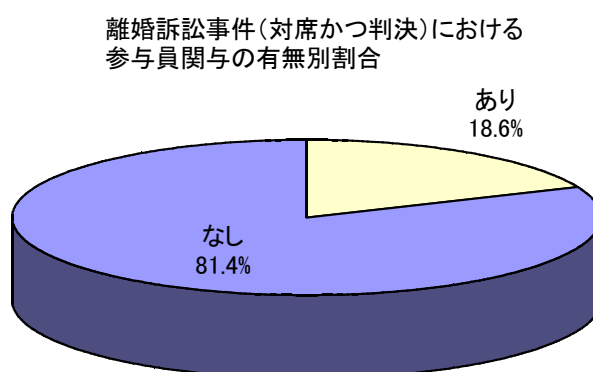
参与員の関与の有無別件数（資料8）

- この1年間に終局した人事訴訟事件11,037件のうちで参与員の関与があったものは803件（7.3%）であり、うち766件が離婚訴訟事件におけるものである。
- 当事者双方が出席し、かつ判決で終局した離婚訴訟事件2,723件では、18.6%にあたる506件で参与員の関与があった。

- ・ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて、事件につきその意見を聴くことができる（人事訴訟法9条1項）。

（資料8） 関与の有無別件数

	合計	あり	なし
人事訴訟	11,037	803	10,234
うち離婚	9,593	766	8,827
うち対席かつ判決	2,723	506	2,217



※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。